

ひとを結ぶ。
まちを結ぶ。

column
No.68

地域おこし協力隊

観光案内所に飾られたさげもん



川下りコース沿いの石碑



継承してきた 伝統文化で集客を

3月1日から地域おこし協力隊になりました、竹下政志です。観光課に所属し、観光協会と協力しながら柳川市のPRに努めます。

本来なら雛めぐり舟やおひな様水上パレードなど活気に満ちたさげもんめぐりで仕事デビューとなる予定でした。しかし、新型コロナウイルスの影響で、3月以降のイベントは自粛せざるを得ない状況に。柳川を訪れた観光客の皆さんが、物足りなさを感じたのではないかと心配です。

しばらくはこの情勢をみながら、また先輩方に教えてもらいながらの活動になりそうです。日本のベニスと呼ばれ、九州でも有数の観光地柳川で、新型コロナウイルスが一刻も早く終息してほしいです。また、観光客が元に戻るように、さまざまな形で取り組んでいきます。これまで培ってきた観光業経験を生かし、国や県との連携、旅行や旅館、バス、特産品など観光関連の事業者との協力、また皆さんの意見も聞きながら柳川の観光を盛上げていきます。どうぞよろしくお願いいたします。



竹下 政志 (48歳)

【プロフィール】市観光課に所属。観光プラットフォーム構築を担当

魅力ある地域資源の 物語を紡ぎ発信

皆さん、はじめまして。4月1日から地域おこし協力隊として活動することになりました、楠田千佳です。生まれも育ちも熊本市ですが、私のルーツのひとつが柳川にあります。曾祖母が柳川の出身という縁もあり、これまでに観光で度々訪れていた柳川。もっともっと関わっていきたくて、地域おこし協力隊に志願しました。どうぞよろしくお願ひします。

私のミッションは、地域資源の物語を紡ぐプロモーション事業。具体的には①柳川の歴史的人物の魅力を発信すること②立花宗茂公と閻千代姫の生涯を描くNHK大河ドラマ招致活動③地域の観光・歴史的資源を発掘して磨き上げ、情報発信することなどです。柳川に来て、観光客として訪れていただけでは知り得なかった柳川の何気ない魅力に気付かされています。柳川のことについて、私はまだまだ知らないことだらけです。これから地域のことを日々少しずつ学びながら、精一杯柳川のために頑張っていきます。



楠田 千佳 (43歳)

【プロフィール】市観光課に所属。柳川プロモーションを担当

大都市圏から地方へ人の流れを作り、将来の定住を目指しながら、地方の活性化への貢献を目指すプログラム「地域おこし協力隊」。市で活動する8人の隊員たちの活動を紹介します。

【問】市観光課 (☎ 77・8563)

結婚していた期間の年金を分割できる年金分割制度

■年金分割制度

離婚した後に、結婚していた期間に納付した厚生年金を分割して、それぞれの年金とすることができる制度です。

分割方法は2種類あり、どちらも離婚後2年以内に年金事務所で手続きが必要です。早めに年金事務所へ相談してください。

①合意分割

- ▷ 2人からの請求で年金を分割
- ▷ 分割の割合は、2人の合意や裁判で決定

②3号分割

- ▷ 専業主婦など、国民年金第3号被保険者であった人からの請求で年金を分割
- ▷ 分割の割合は、2分の1ずつ
- ▷ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象

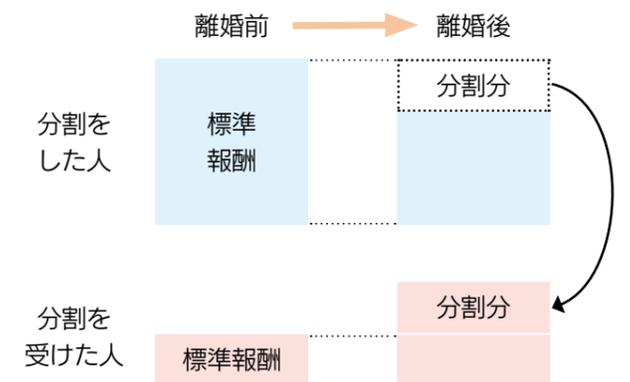


■離婚時の年金分割のイメージ

●分割をした人
自身の保険料納付記録から相手に分割した残りの記録で、年金額を計算します。

●分割を受けた人
自身の保険料納付記録と相手から分割を受けた記録で、年金額を計算します。

■年金分割イメージ図



【問】大牟田年金事務所 (☎ 52・5294)、市健康づくり課 (☎ 77・8503)、大和・三橋庁舎市民サービス課

一人で悩まず、気軽にご相談ください

今回はよくある質問にお答えします。

【Q1】どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」など消費生活に関する消費者と事業者のトラブルについて相談できます。消費生活相談員が解決のお手伝いをします。

【Q2】事前に準備しておくものはありますか？

契約書や広告チラシ、トラブルが起きた物の写真などがあれば持って来てください。なくても大丈夫。まずは電話してください。

【Q3】相談料は必要ですか？

相談は無料ですが、通話料金がかかります。個人情報などは秘密厳守で対応しますので安心して相談して

ください。

寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化します。その後、統計処理をして消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の防止に活用します。

おかしいと思ったら、早めに消費生活センターに相談してください。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）

